



The R&A
Allan Robertson House
Kingsbarns, Fife
Scotland KY16 8QD
Tel: +44 (0) 1334 460000
Fax: +44 (0) 1334 460152
www.randa.org
www.opengolf.com

2017年6月30日

2017 ゴルフクラブ及びその他の用具についての 提出のガイドライン

I はじめに

この文書の目的は、あなたがゴルフクラブのモデルやその他の用具を適合性の評価のために R&A へ提出する際に認識しておくべき、また従うべき重要な方針と手続きを規定することです。クラブのモデルとは、個々のサンプルのすべてが、様々なロフトやバウンスがあるかもしれないことを除き、外部マーキングやクラブの外観を含め、合理的な製造公差内で、同一となるようにデザインされ、製造されるものと定義されます。

クラブやその他の用具のデザイン、構造、あるいは製造が、変更あるいは更新され、その新しいバージョンが提出された前のバージョンのサンプルと外観が異なる、あるいは異なる働きをするかもしれない場合には、その新しいバージョンのサンプルは異なるモデルやバージョンとして再提出されるべきです。クラブの場合、その新しいバージョンはクラブヘッドマーキングを修正することによってそのすべての以前のバージョンと区別できなければなりません（クラブヘッドマーキングに関する下記 VII 項参照）。

以下の手順についてはよくご存じだとは思いますが、最新の申請情報について精通するためにこの文書全体を見直していただくことをお願いします。そうすることは適合性評価のために R&A に提出された用具の審査手続きが正確に時宜に即して行われることを担保する支援となります。いくつかのゴルフクラブテストプロトコルは下記のリンク先で入手可能です。

<http://www.randa.org/en/Equipment/Protocols-and-Procedures.aspx>

II 何を提出するのか

ゴルフ規則の付属規則 II と IV の前文では、「メーカーは製造される【製品】のサンプルを裁定のために R&A に提出するべきである。・・・もしメーカーがサンプルを提出することを怠ったり、サンプルは提出したが裁定を待たずにある【製品】の製造・販売を行ったり、市場に出した場合、そのメーカーはその【製品】が規則に適合しない、あるいはその【製品】を使用することが規則に違反することになるという裁定がなされるリスクを負うことになる。」と規定しています。下記のリンクから R&A のウェブサイトの関連する付録を閲覧することができます。

付属規則 II（クラブのデザイン）

（英語）<http://www.randa.org/Rules-of-Golf/Appendices/Appendix-II-DESIGN-OF-CLUBS/Appendix-II>

（日本語）<http://www.jga.or.jp/jga/html/rules/rulebook/ch420/ch420.html>

付属規則 IV（機器と他の携帯品）

（英語）<http://www.randa.org/Rules-of-Golf/Appendices/Appendix-IV-DEVICES-AND-OTHER-EQUIPMENT/Appendix-IV-DEVICES-AND-OTHER-EQUIPMENT>

（日本語）<http://www.jga.or.jp/jga/html/rules/rulebook/ch440/ch440.html>

上記の記述は、新しい用具を裁定のために **R&A** に提出することは強く推奨されますが、強制ではないということを意味しています。何を提出すべきかについて、製造業者への **R&A** からの一般的なアドバイスは下記の通りです。

- (i) エリートレベルのプレー（例えば、競技の条件として適合ドライバーヘッドリストが採用されているプロフェッショナルやエリートアマチュアの競技会）で使用されることが意図されているため、適合ドライバーヘッドリストに掲載されなければならないすべてのドライバー（下記 **VIII** 項参照）。
- (ii) エリートレベルのプレーで使用される可能性のある製品。このことは **2010** 年 **1** 月 **1** 日から施行されたインパクトエリアマーキングの規格に適合していることが求められる **2010** 年 **1** 月 **1** 日以降に製造されたアイアン、ウエッジ、フェアウェイウッド、ハイブリッドクラブについて特に重要です。
- (iii) 製造業者が規則に適合しているかどうか疑問のある製品。
- (iv) 新素材および/または特異な特徴を組み込んだユニークで革新的なデザイン。製造業者は不必要な負担および/または製品の遅延を避けるために、そうした製品を開発サイクルの早い段階で提出することを奨励されます。初期の提出物は図面、図表、記述などといった形でなされることもあるでしょう。
- (v) 製造業者が製品に関する広告、マーケティング、説明やその他の資料にて「ゴルフ規則に適合」と述べたいと願う製品。そうした記述は製品が正式な適合性評価過程をパスした時にだけ認められます。

III どこへ提出するのか

R&A は、用具規則を含め、全米ゴルフ協会（**USGA**）と合同でゴルフ規則を統轄しています。しかしながら、各団体は適合性評価のために提出された用具に関して独立した裁定を行います。したがって、一般的なルールとして、製造業者が **R&A** 管轄内（つまり、アメリカ合衆国とその領内および/またはメキシコ以外）に拠点を置く場合、この文書でカバーされている用具は **R&A** に提出されるべきです。製造業者がアメリカ合衆国とその領内および/またはメキシコに拠点を置く場合、その製品がそうした管轄外（結果として **R&A** 管轄内）でのみ流通することを意図されている場合を除き、製造業者は製品を **USGA** に提出すべきです。

製造業者が製品に関する広告、マーケティング、説明やその他の資料にて「ゴルフ規則に適合」と述べたいと願う場合、製品は **R&A** あるいは全米ゴルフ協会（**USGA**）に提出しなければなりません。

IV 一般的な提出手続き

ウッドとハイブリッド—各モデルの各ロフトは別の製品とみなします。その結果、特定のモデルラインアップの各ロフトのサンプルヘッドが提出されるべきです。加えて、右利き用のヘッドと左利き用のヘッドは別のモデルとみなされます。各ロフトについて完全に組み立てられたクラブとして提出する必要はありません（シャフトとグリップといった部品についての下記提出ガイダンスを参照）。提出されるクラブが重量調節機能を有している場合、私たちはそのクラブが利用可能な最も重いウエイトと共に提出されることを要請します。

アイアンセットとして正式な適合性の裁定を得るためには、アイアンのフルセットを評価のために提出しなければなりません。ウッドやハイブリッドのように、右利き用のヘッドと左利き用のヘッドは別のモデルとみなします。加えて、異なる仕上げを施したアイアンヘッドも異なるモデルとみなされます。アイアンセットを提出する場合、サンプルのひとつは組み立てられた状態（シャフトとグリップを装着）とし、セットの残りはヘッドのみで提出されるべきです。

ウェッジ異なる仕上げを施して製造されたウェッジは別のモデルとみなされ、各仕上げの各ロフトは別のクラブとみなされます。サンプルが提出された場合、特定のロフトと仕上げの組み合わせに対してのみ正式な裁定がなされます。**R&A** は各バウンスやグランドについての評価を求めることはありませんが、製造業者に対して、該当する場合にはバウンスやグランドの横断面のサンプルを提出することを奨励します。しかしながら、特定のロフト/仕上げについて正式な裁定がなされた場合、その裁定はそのロフト/仕上げのすべてのバウンスの組み合わせについて適用されます。

パター—正式な裁定を得るために、組み立てられたパター（つまり、ヘッド、シャフト、グリップ）の提出が求められます。一般に、同一構造の右利き用のパターと左利き用のパターを提出する必要はありません。また、標準的な長さ、中尺、長尺は別のモデルとみなし、別々の提出が求められます。

シャフト—特定のウッド、ハイブリッド、アイアン、ウェッジの提出物に使用される予定の特定のシャフトを以前に提出していた場合、申請書にそのシャフトについて言及し、以前の提出番号を記すことができます。加えて、在庫のシャフトが装着される場合、自社/製品名の固有のマーキングがあるか、シャフトの適合性について不確実性があるときを除き、**R&A** にサンプルを送付する必要はありません。シャフトを提出する場合、評価のために各フレックスを提出することが有効であり、組み立てられたクラブの一部としてのシャフトを提出すべきではありません。

グリップ—グリップは提出手続きに関してシャフトと同じように扱われます。特定のグリップを以前に提出していた場合、申請書にそのグリップについて言及し、以前の提出番号を記すことができます。以前に提出していない場合、シャフトに装着していないグリップサンプルひとつとシャフトに装着したグリップサンプルひとつ（シャフトの長さは完全なものである必要はありませんが、少なくともグリップエンドから 2 インチは伸びているべきです）を提出してください。

その他の用具—サンプルひとつの提出が必要：ティー（異なる長さのティーは別のモデルとみなされる）、手袋、機器やその他の携帯品。距離計測器の提出には、その機器に内蔵されているすべての特徴についての明確な説明書（英文）を添えなければなりません。

▼ その他の提出の詳細

提出物は以下の宛先に送付されなければなりません。

To: Equipment Standards. Allan Robertson House, Kingsbarns, Fife, KY16 8QD, Scotland Tel: +44(0)1334 460000 Fax: +44(0)1334 460152

すべての提出物には必要項目を記入した申請書を同封しなければなりません。申請書は下記の URL からダウンロードできます。

<http://www.randa.org/en/Equipment/Equipment-Submissions.aspx>

英国での関税当局を安全に、迅速に通過させるために、下記の内容を送り状に記載すべきです。

- (a) 生産国（Country of Origin）の明確な表示
- (b) クラブや用具が「テスト目的のみ（For Testing Purpose Only）」であることの表示
- (c) クラブや用具の小売価格ではなく、**製造原価**（factory cost price）を申告すること

上記(c)について指示通りに行わない場合、**R&A** がサンプルを受領するために被った過度の関税や通関手数料を申請者に請求することもありますのでご注意ください。

サンプルは、モックアップ、プロトタイプ、初回製品、あるいは最終的な製品版で提出することができます（初回製品とは、原則的にクラブヘッドマーキングや仕上げの点で完全には完成していないこともある試作サンプルです）。前述のとおり、製造業者は非公式な適合性についての意見を得るために図面、写真および/またはデザイン案を提出することができます。

最終的な製品版モデルのすべての提出について審査料がかかります（下記 XI 項参照）。その他の提出物や非公式な見解を求める場合には審査料は必要ありませんが、正式な適合性の裁定は製品版サンプルの提出と評価によってのみ行われます。モックアップ、プロトタイプ、初回製品、そして非公式な提出については「原則として」や非公式な裁定/見解だけが与えられます。そうした見解には拘束力はなく、さらなる考察および/または追加的な情報を受領することによって裁定が変わることがあります。

注： 用具が調節性を有するようにデザインされている場合、その調節性については申請書に明確に記述しなければならず、すべての取り替え可能な部品（例えば、交換用のウェイトネジ、ホーゼルパーツ、フェースインセットなど）と共に調節を行うためのツールのサンプルもまた提出しなければなりません。クラブに取り替え可能なシャフト/ホーゼルの仕組みがある場合、シャフトなしのホーゼルパーツは提出物に含め、各ヘッドに取り付けられているようにしてください。

VI テストサービス

新製品の正式な提出をする前に、製造業者はある特徴についての特定の測定結果を得るため、自社内のテストを評価するため、場合によっては製品のばらつきを評価するために **R&A** のテスト施設を活用することができます。

そのような提出物について現在は無料となっています。しかしながら、テストサービスでは適合性の評価はなされません。

VII クラブヘッドマーキング

クラブを識別する際や同じく重要である不適合と決定されているクラブと区別する際のクラブヘッドマーキングの重要性から、下記のガイドラインを順守しなければなりません。

- (i) ひとつのモデルやバージョンを別のものと区別するマーキングは、クラブへの恒久的な間キングの一部であるべきであり、理想としてはクラブヘッドの金属面への彫刻あるいはクラブヘッドが作られる金型の一部であるべきです。加えて、マーキングは容易に識別可能で言葉で説明できる文字、記号、あるいはロゴを含むべきです。ステッカーラベルで表現される情報は識別マークとはみなされません。
- (ii) 識別マークは明確で曖昧ではないものでなければなりません。加えて、マーキングは製造/市場流通の後に容易に複製され得るものであってはなりません。そうしたことから、線、パンチマーク、点、ダッシュ、および/または同様のマーキングの使用は一般に十分ではありません。
- (iii) クラブヘッドのマーキングの色、フォント、大きさを変更すること、あるいはヘッド本体の色を変更することは、ひとつのモデルやバージョンを別のものとお互いに区別する方法としては認められません。しかしながら、個々のドライバーヘッドにプレイヤー名やイニシャルでカスタマイズしたからといって、評価のために提出されたモデルやバージョンと異なるクラブとなることはありません。

マーキングについての上記方針に合わないクラブは評価対象として受け入れられないでしょう。同じモデルで2つのバージョンを製造することを望む製造業者は、金型や工具を制作するおよび/または製造に入る前に、その識別マークが認められるものであることを確実にするために **R&A** に連絡することを強く推奨します (equipmentstandards@randa.org)。

疑問がある場合、製造業者は識別マークをテストに提出されるモデルへ施す前に、そのマーキング案を検証のために **R&A** に提出することを推奨します。実際にマーキングを施す前にその是非を確認しておくことで不要な遅延を防ぐことになるでしょう。

VIII 適合ドライバーヘッドリスト

製造業者がドライバーヘッドの製品モデル（市場に出す、および/またはエリートレベルのプレーで使用される意図があるもの）を評価のために **R&A** に提出する場合、サンプルがゴルフ規則に適合と裁定されたならば、その詳細が適合ドライバーヘッドリストに掲載されます。

製品の詳細が時期尚早に公表されるのを防ぐため（発売日および/あるいはマーケティングキャンペーンと合致しない）、ゴルフクラブ申請書では製造業者に個々のクラブの詳細がリストに掲載される適切な日時を指定する機会を与えています。しかしながら、製造業者はあるクラブが一般発売および/または市場に出す前にエリートレベルの競技会で使用される予定がある場合（例：プロタイプクラブ）には、そのクラブの詳細はリストに掲載されていないからならないということを認識しておかなければなりません。掲載されていない場合、プレーヤーはそのクラブを使用することができないということになります。このことは、ご存じのように、ほとんどのプロツアーやエリートレベルのアマチュア競技では、プレーヤーにリストに掲載されているヘッドとロフトを用いたドライバーのみの使用を求める競技の条件としての適合ドライバーヘッドリストを採用しているからです。

このリストのために、ドライビングクラブとはティーインググラウンドで使用するために主としてデザインされたクラブと定義されます。外観や公表されたデザイン意図に加え、ロフト、ヘッドの大きさ、フェース寸法、ヘッド重量、そしてクラブの長さといったクラブデザインの特徴が考慮されます。

適合ドライバーヘッドリストは維持され、毎週更新されます。

IX クラブの溝の情報のデータベース

製造業者が市場に出すおよび/またはエリートレベルのプレーで使われることを意図した製品版モデルのフェアウェイウッド、ハイブリッド、アイアン、ウエッジを評価のために **R&A** に提出する場合、そのサンプルがゴルフ規則に適合と裁定されたときは、その詳細はクラブの溝の情報のデータベースに加えられます。

製品の詳細が時期尚早に公表されるのを防ぐため（発売日および/あるいはマーケティングキャンペーンと合致しない）、ゴルフクラブ申請書では製造業者に個々のクラブの詳細がこのデータベースに掲載される適切な日時を指定する機会を与えています。しかしながら、製造業者はあるクラブが一般発売および/または市場に出す前にエリートレベルの競技会で使用される予定がある場合（例：プロタイプクラブ）には、情報をトーナメントオフィシャルが参照することができるようにしておくために、そのクラブの詳細はこのデータベースに掲載されることを認識しておかなければなりません。このことは、ご存じのように、ほとんどのプロツアーやエリートレベルのアマチュア競技では、プレーヤーがその仕様に適合するクラブを使用することを求める「**2010年1月1日から有効の溝とパンチマークの仕様**」を競技の条件として採用しているからです。

X アイアンセット

R&A は 2010 年 1 月 1 日発効の溝とパンチマークの仕様を受けて、アイアンセットの提出物について特別なガイドラインを作成しました。

基本的に、そのガイドラインでは、セットの中で一つ以上のサンプルが溝幅、深さ、間隔、鋭さ、あるいは容積率（面積/ピッチ）に不適合となる場合、追加のセットの提出を求めることを含みます。同様の方針が溝の形状（輪郭）で問題を示すアイアンにも採用されており、そうした場合、私たちは溝のデザインのコピーを要請することで調査を始めます。

附属 I にあるフローチャートは追加サンプルを要請する際のガイドラインを規定しようとしています。

XI 料金体系

ゴルフクラブやその他の用具の提出物についての審査料金は下記のとおりです：

ドライバー/ウッド/ハイブリッド	各 100 ポンド
アイアン	各 100 ポンド
ウェッジ	各 100 ポンド
セット（同じモデル内で 3 つ以上のクラブ）	各 300 ポンド
パター	各 100 ポンド
グリップ	各 50 ポンド
シャフト	各 50 ポンド
その他（ティー、手袋、シューズなど）	各 50 ポンド

英国内の申請者は提出物の総額に対する 20% の VAT（付加価値税）を加算しなければなりません。

ヨーロッパユニオン内に居住する申請者は VAT 登録番号を提供しなければなりません。ヨーロッパユニオン内に居住する申請者が VAT 番号を所有していない場合、正式な裁定のために製品を提出するのであればその旨も明示しなければならず、英国の 20% の VAT を審査料金に含めなければなりません。

支払いフォームは下記のリンクで R&A ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.randa.org/en/Equipment/Equipment-Submissions.aspx>

XII 告知手続

R&A は評価のために提出されたすべてのゴルフクラブとその他の用具の適合性の決定を示す正式な手紙を発行します。その手紙では申請者が R&A やゴルフ規則に関して使用することができる文言を明記しています。申請者は提出がなされ、正式な手紙を受け取るまでは R&A および/またはゴルフ規則に対する適合性について言及することは認められません。R&A は裁定までの時間について 28 日間を目標としています。すべての提出サンプルは照会用に R&A が保持します。

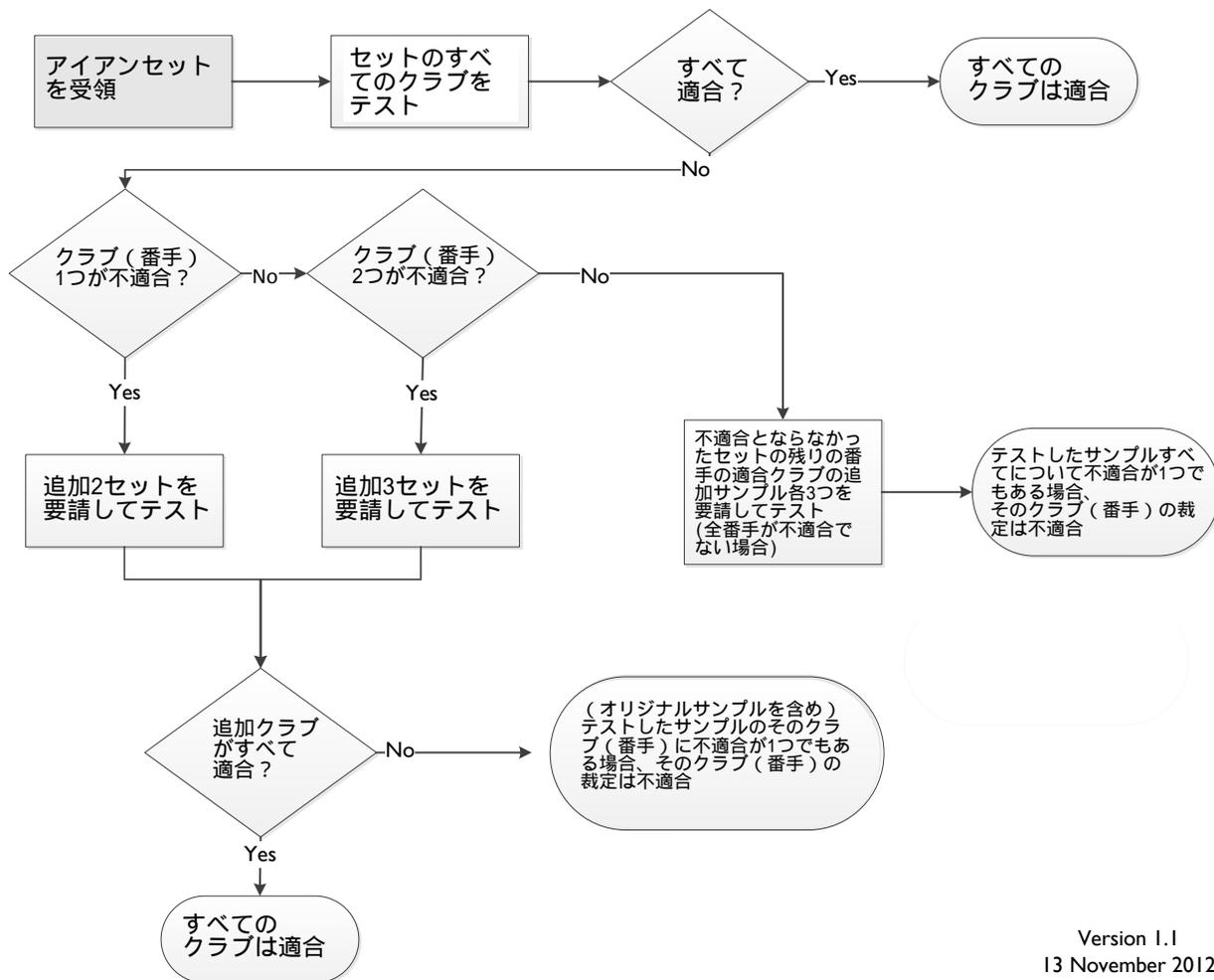
注：R&A は適合裁定の整合性を担保するために、ゴルフ規則に適合するとみなされたクラブについてチェックテストを行う権限を有しています。このチェックテストは市場から調達された製品あるいはトーナメントプレーでプロフェッショナルゴルファーに提供される製品について行われることにご留意ください。しかしながら、すでになされた適合裁定は、製造業者と協議し、必要であれば R&A による十分な製品サンプルの評価を行う前に覆されることはありません（附属 II の R&A サンプリング計画をご参照ください）。

ご質問やご懸念がある場合にはどうぞご連絡ください。

Clive Roberts

Assistant Director-Equipment Standards

追加サンプルを要請する場合の取り決め - アイアンセットにのみ適用



Version 1.1
13 November 2012

付属Ⅱ

ゴルフクラブ市場サンプリング手続き

適合性のテスト過程の間に R&A に提出されたサンプル、市場からゴルフクラブに関して入手した情報、あるいはその他のソースから入手した情報に基づき、R&A はすでにゴルフ規則に適合とみなされたクラブのチェックテストを行うことがあります。

R&A は市場の小売店にある製品のランダムチェックテストを行う予定はないということを注記しておくことは重要です。このサンプリング手続きの目的は、すでに提出されて正式にゴルフ規則に適合と決定された市場に出ている用具の適合性を決定する必要が生じる場合に、クラブを入手する正式な過程を明らかにすることです。適合性のあらゆる側面がサンプリング手続きの対象となります。

ドライビングクラブについて、サンプリング手続きの第 2 段階が現在有効となっています。その他のすべてのクラブについて、2つの異なる検査レベルでの2つの段階のサンプリング手続きが施行されます。

・必要性が生じた場合、2015 年 1 月 1 日になるまで、小売店から（ドライビングクラブ以外の）クラブを入手するときには第 1 段階のサンプリング計画が用いられます。

・2015 年 1 月 1 日以降、サンプリング計画の第 2 段階が用いられます。第 2 段階はより厳格なサンプリング計画なので、さらなる時間が認められています。この時間は製造業者に（ドライビングクラブ以外の）クラブをデザインする際にはより大きな公差を見込み、製造過程でより厳しい点検を確立する機会を与えることとなります。

クラブサンプリング手続き

すでに販売され、市場に出ているクラブのモデルの適合性について問題が生じる状況が起きた場合、R&A は市場からサンプルを入手し、ゴルフ規則への適合性をテストする必要性があるとみなすでしょう。そうした事態では、次の手続きにしたがうこととなります：

1. R&A は自らが選択した小売環境からサンプルを入手し、適合性のテストを行います。
2. そのクラブの適合性は下記に例証されるサンプリング計画によって決定されます。国際標準化機構 (ISO) によって公表されている 2つの異なるサンプリング計画が用いられます。
3. あるクラブのモデルがこのサンプリング計画に照らして規定を越えていると R&A に決定された場合、下記の措置が講じられます：
 - a. そのクラブの製造業者はその製品のサンプルがテストされ、不適合であると判明したことを告げられます。その製造業者は問題点を検証し、議論のためのコメントを提出する合理的な時間を与えられることとなります。
 - b. その製造業者が検証を終え、適切な議論が交わされた後、さらなる考慮が必要であるとする情報をその製造業者が提供する場合を除き、そのクラブについて不適合裁定が発行されます。

- c.不適合裁定が発行される場合、R&A はその製造業者にその特定のクラブの適合性のステータスに変更されることを顧客に告げること、またそのクラブの適合バージョンを提出する機会を与えることになります。再提出には、その適合バージョンと不適合バージョンを区別するための恒久的な識別マーキングが求められます。

サンプリング計画の詳細

第1段階：ISO2859-1, Table 10-E-2, Double sampling plan, AQL 10.0

- A.8つのサンプルを測定する。問題のあるサンプルが1つであればOK、3つあるとNG。
B.最初の8つのサンプルについて、問題のあるサンプルが2つある場合、さらに8つのサンプルを測定する。
C. (16のサンプルの内) 問題のあるサンプルが4つであればOK、5つあるとNG。

第2段階：ISO2859-1, Table 10-E-2, Double sampling plan, AQL 4.0

- A.8つのサンプルを測定する。問題のあるサンプルがなければOK、2つあるとNG。
B.最初の8つのサンプルについて、問題のあるサンプルが1つある場合、さらに8つのサンプルを測定する。
C. (16のサンプルの内) 問題のあるサンプルが1つであればOK、2つあるとNG。

品質管理法に精通した方にとっては、これはMIL-STD点検サンプリング計画として認識することができるでしょう。それらは現在ISOサンプリング計画として知られています。こうしたサンプリング計画についてのさらなる情報は、国際標準化機構 (ISO) www.iso.org あるいは米国規格協会 (ANSI) <http://webstore.ansi.org> から入手できます。